

2 知的障害者更生相談所の設置 及び運営について

(平成 15 年 3 月 25 日 障発第 0325002 号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

標記については、昭和 35 年 6 月 17 日社発第 380 号通知「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」により取扱われてきたところであるが、今般、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）の一部が平成 15 年度より施行され、福祉サービスの仕組みが措置制度から支援費制度へ移行されることとなり、知的障害者更生相談所は各市町村が行う支給決定事務に係る援助・指導の役割を新たに担うこととなったところである。また、市町村が行う援護の実施に関する専門的な技術的援助指導、市町村に対する情報提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務が新しく追加されるとともに、知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司が配置されることとされたところである。これに伴い、別紙のとおり「知的障害者更生相談所設置運営基準」を定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知のうえ、貴管下知的障害者更生相談所及び市町村等関係機関への周知徹底を図り、知的障害者更生相談所の事業の円滑な実施に努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として位置づけられるものである。

おって、昭和 35 年 6 月 17 日社発第 380 号厚生省社会局長通知「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」は廃止する。

(別 紙)

知的障害者更生相談所設置運営基準

第一 設置

1 設置

都道府県（知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）を設置する指定都市を含む。以下同じ。）は、知的障害者福祉法（以下「法」という。）第 12 条の規定により更生相談所を設置することとされているが、各都道府県の判断によって、保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等の関連する相談所、知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）、医療施設等との総合的有機的運営を図る観点から、これらの相談所、援護施設等と併設又は事務所の統合を行うことも可能であること。

2 設置に当たり留意すべき事項

更生相談所の設置に当たっては、地域における知的障害者の実情、地理的条件（環境、交通の利便等）等を考慮し、当該更生相談所の管轄する区域（以下「管轄区域」という。）内の知的障害者の援護事業の技術的拠点としての機能が十分発揮できる場所を選ぶこと。

また、更生相談所の専門的機能を維持するため、医学的、心理学的及び職能的判定に必要な診断器具等を備えること。

3 職員

(1) 職員の配置

更生相談所には、所長及び事務職員のほか、市町村（その設置する福祉事務所を含む。以下同じ。）等に対する専門的な技術的援助及び助言や情報提供、市町村間の連絡調整、各種判定、相談等の専門的機能を維持するために、知的障害者福祉司、医師（精神科の診療に経験が深い者）、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー、保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士等の専門的職員を配置すること。この場合、職能判定員については心理判定員と兼務することも差し支えなく、また、その他の職員についても、更生相談所の業務に支障がないときは、職務の共通する者について他の相談所、援護施設等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す専門的職員の配置基準は、標準的な考え方を示すものである。

(2) 職員の資格

所長及び所員（事務職員を除く。）の資格は、次のとおりとする。

ア 所長は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(ウ) 医師（精神科の診療に経験が深い者）

(イ) 社会福祉事業に従事する者として5年以上その職務を行い、所長として必要な学識経験を有する者

(ウ) 知的障害者福祉司として3年以上の経験を有する者

(エ) 心理判定員又は職能判定員の資格を有する者

(オ) 前各号に準ずる者であって、所長として必要な学識経験を有する者

イ 心理判定員、職能判定員は、次の各号いずれかに該当する者であること。

(ウ) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

(イ) 知的障害者福祉司その他社会福祉事業に従事する者として2年以上その職務を行い、前号に準ずる学識経験を有すると認められる者

ウ ケース・ワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(ウ) 知的障害者福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者

(イ) 前号に準ずると認められる者

エ その他の専門職員については、それぞれの職種に関する資格又はそれに準ずる学識経験を有すると認められる者であること。

4 職務分掌

所長及び所員の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 所長

職員を指揮監督し、判定会議の議長となる等所務を統括し、運営全般についてその責を任ずること。
- (2) 知的障害者福祉司

市町村等に対する専門的な技術的援助及び助言や情報提供、市町村間の連絡調整、市町村職員に対する研修の企画運営等を担当すること。
- (3) 医師

医学的判定を担当すること。
- (4) 心理判定員

知能検査及びその他の心理学的判定を担当すること。
- (5) 職能判定員

職能的判定を担当すること。
- (6) ケース・ワーカー

相談及び生活歴その他の調査を行うこと。
- (7) 保健師又は看護師

医師の指示に従い、医学的判定等の業務に従事すること。
- (8) 医療関連の専門職員

理学療法士、作業療法士等医療関連の専門職員は、医師の指示に従い、医学的判定等の業務に従事すること。
- (9) 事務職員

庶務、会計に従事すること。

第二 運営

1 業務の概要

更生相談所の業務は、概ね次のとおりである。

- (1) 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- (2) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務
- (3) 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- (4) 地域生活支援の推進に関する業務

それぞれの業務の実施要領は、2から6に掲げるとおりである。

2 専門的相談指導業務

- (1) 更生相談所においては、法第9条第4項の規定に基づき福祉事務所に知的障害者福祉司を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長の求めにより、知的障害者の相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを実施するものであ

ること。

更生相談所における相談及び指導は、更生相談所に配置された専門的な知識及び技術を有する職員による相談及び指導並びにこれら職員の連携による総合的な相談及び指導を行うことにより、知的障害者に対する適切な更生援護を確保することを目的とするものである。

- (2) 更生相談所における相談及び指導は、知的障害者の支援目標を設定するために一定程度の時間をかけ、医学、心理学その他の専門的分野からの対処を行うものであり、次のような事例が考えられる。

ア 市町村における相談及び指導をもってしても、目標設定が困難であった者に対する相談及び指導

イ 心理的要因により市町村において対処することが困難なため専門的対応を要する相談及び指導

ウ 心理、社会、職業等各分野の技術職員により長期にわたる評価判定を行う必要がある等専門的対応を要する相談及び指導

- (3) 更生相談所の相談及び指導の結果、市町村等関係機関における対応が必要な場合には、当該関係機関への依頼等を行うこと。

3 判定業務

- (1) 更生相談所の医学的、心理学的及び職能的判定業務等としては、概ね次のような業務を行うこと。

ア 市町村の長から市町村が扱うケースについて医学的、心理学的及び職能的判定を求められた場合に、これに応じること。

イ 市町村の長の求めに応じ、居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給決定（知的障害程度区分の決定又は変更を含む。以下同じ。）等について意見を提出すること。

ウ 療育手帳交付に係る判定

エ 更生相談所が行う判定業務については、判定についての記録及び基礎資料を整備しておくこと。

- (2) 判定会議の要領

更生相談所における判定業務の処理については、判定会議を経て行うことを原則とすること。

ア 判定会議は所長が議長となり、すでにそのケースについての専門的判定を行った各職員が参加すること。また、市町村において社会的評価を行ったケースについては、原則としてその評価を行った担当者の参加を求めること。

イ 判定会議は、知的障害者に対する支援目標とその方法を明らかにするものであること。

ウ 支援目標とその方法を明らかにするに当たっては、客観的に妥当と考えられる内容について一致した見解をもって行うものであること。

エ 支援目標は必ずしも固定的なものではないが、種々の条件を綿密に検討して現状において最も適当と考えられる判定を得るよう努めること。

3 判定業務の指標

ア 医学的判定

(ア) 原（傷）病名及び障害の現況の把握を行うこと。

(イ) 知的障害及びコミュニケーション障害等を医学的見地から把握し、支援目標を判定すること。

(ウ) 身体・精神状態を勘案して、支援目標を判定すること。

イ 心理学的判定

(ア) 心理学的検査（知能検査等）等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行うこと。

(イ) 心理学的見地から、その心理的諸特性に対応した指導及び適応訓練等の支援方を明らかにすること。

(ウ) 心理学的検査等の結果に基づき、知的・精神状況を把握すること。

ウ 職能的判定

(ア) 動作能力や作業条件に対する適応力を判定すること。

(イ) 医学的及び心理学的見地から心理的諸特性を把握し、生活、環境及び障害を勘案して就労可能性を判定すること。

(ウ) 就労に係る技能の修得可能程度を判定すること。

(エ) 就労を目的とした職業訓練、職業指導の適性を判定すること。

エ 総合判定

居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給決定に係る判定をするときは、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定に社会的評価を勘案し、総合して行うこと。

4 市町村等に対する専門的な技術的援助指導等の業務

(1) 市町村等に対する専門的な技術的援助指導等

ア 市町村による知的障害者に対する更生援護の適切な実施を確保するため、更生相談所においては、専門的な技術的援助指導として次のような業務を実施すること。

(ア) 援助の実施に関し、知的障害者福祉司を置いていない市町村及び福祉事務所を設置していない町村から技術的援助及び助言を求められた場合には、例えば、更生相談所の知的障害者福祉司自ら市町村に出向き、担当者に対し、個別のケースをはじめ種々の事項について直接専門技術的な援助及び助言を行うなど、地域の実情に応じ、工夫をこらした方法により、援助及び助言を行う。

(イ) 市町村の知的障害者福祉行政推進について都道府県福祉事務所から専門的技術的な援助及び助言を求められた場合には、知的障害者福祉司が中心となり、所内の専門技術職員との連携の下に適切な援助及び助言を行う。

- (ウ) 援護施設に対し、入所者の支援、施設機能の地域社会への開放等について、地域の実情に応じた方法により、専門的技術的援助及び助言を行う。
- (エ) 居宅支援事業所に対し、地域の実情に応じた方法により、知的障害者の居宅支援に係る専門的技術的援助及び助言を行う。
- (オ) 障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なることがないように、研修の実施等を通じて、市町村職員への技術的支援を行う。
- イ 前項に定める業務を円滑に実施するため、必要な情報の収集及び提供に関し、概ね次に掲げる業務を行うこと。
 - (ア) 管轄区域内の市町村、援護施設等と定期的に情報の交換を行うなど、関係機関からの情報の収集を行うこと。
 - (イ) 収集した情報について、管轄区域の知的障害者の更生援護に必要な統計資料の整備を行うこと。
 - (ウ) 管轄区域内の市町村、援護施設、事業者等に対し、収集又は処理した情報を提供すること。

(2) 市町村相互間の連絡調整等

支援費制度では、利用者がサービスを選択することが基本であるが、施設サービスに関し、施設の定員を入所希望者が大きく上回っている場合には、施設が入所者を選別することなく施設の利用が円滑かつ公平に行われるよう、都道府県が施設の空き情報入手した上、施設や関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整を図る必要がある。更生相談所は必要に応じて、専門的見地から都道府県の機関として、この調整に参画するものである。

5 巡回相談

(1) 巡回相談の目的

巡回相談は、市町村による援護の適切な実施の支援及び知的障害者の更生援護の利便のため、巡回して、医学的、心理学的及び職能的判定等を行い、その更生援護に必要な総合的相談に応じ、もって当該知的障害者の更生の方途を指導し、援護の万全を期することを目的とするものであること。

(2) 巡回相談実施上の留意点

- ア 巡回相談は、更生相談所がこれを実施することとし、計画の策定に当たっては、都道府県本庁、市町村及び関係機関と十分協議のうえ、積極的な協力を求めること。
- イ 巡回相談の実施に当たっては、その十分な実効を挙げるため、市町村及び関係機関との緊密なる協力体制を確保し、また、必要に応じ職業安定関係職員等を加え行うこと。
- ウ あらかじめ管轄地域内の知的障害者の分布状況、巡回相談を必要とする状況、地理的条件等を考慮し、知的障害者が集まりやすい時期、場所を選び、実施すること。

③(3) 巡回相談実施前の準備事項

ア 巡回地区の状況把握

巡回相談の対象となる地区内における知的障害者数、療育手帳交付状況、市町村別人口と障害者数の比較等その他参考となる統計資料を収集し、当該地区における知的障害者の状況をあらかじめ把握しておくこと。

イ 関係機関への連絡

必要に応じ、児童相談所、精神保健福祉センター及び知的障害者福祉団体等に連絡を行い、出席を依頼すること。

ウ 事前周知

広報、パンフレットの作成等により対象地区内の知的障害者に対する周知徹底を図ること。

なお、会場の準備及び知的障害者に対する通知は、更生相談所と市町村が協議のうえ、原則として市町村が行うこと。

④(4) 巡回相談後の対応

更生相談所の長は、必要に応じ巡回相談を受けた知的障害者の居住地の市町村に記録票の写しを送付する等行い、又は巡回相談の内容に従って速やかに必要な対応を講じるなど、巡回相談の実効を挙げるよう努めること。

6 地域生活支援の推進に関連する業務

更生相談所は、高度で専門的な技術的支援を行う機関として、援護の実施者である市町村との連携のもと、地域の知的障害者とその家族の全般的な支援を行う一方で、市町村や関係機関を支援するという地域生活支援の中核を担うことから、関係機関との連携を図り、地域のネットワーク化を推進するものであること。

3—厚生労働大臣が定める者等

(平成15年2月21日
厚生労働省告示第40号)

知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

- 一 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)別表知的障害者施設訓練等支援費額算定表(以下「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」という。)の知的障害者更生施設支援の1の注1の厚生労働大臣が定める者
平成14年度における知的障害者施設措置費国庫負担金の重度知的障害者加算費の支弁対象者
- 二 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者更生施設支援の1の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた者

行動障害の内容	1点	3点	5点
強度の自傷行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
強度の他害行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食事に関する強度の障害	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい騒がしさ	ほぼ毎日	1日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

三 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者更生施設支援の1の注3の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 当該指定知的障害者入所更生施設の職務に月に1回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置していること。

ロ 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。次号において「指定施設支援基準」という。)第4条第1項及び第5項に定める生活支援員の員数に加えて、常勤の生活支援員を2名(当該加算の対象となる者の数が4を超える指定知的障害者入所更生施設にあつては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数)以上配置していること。

ハ 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。

ニ 当該加算の対象となる者の居室は、原則として個室とすること。

ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

四 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者更生施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 指定施設支援基準第4条第1項及び第5項に定める生活支援員の員数に加えて、当該自活訓練の職務に従事する生活支援員を常勤換算方法(指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。第9号及び第10号において同じ。)で1以上配置していること。

ロ 原則として、当該指定知的障害者入所更生施設と同一の敷地内に、当該自活訓練を実施するための独立した建物を確保していること。

ハ 当該加算の対象となる者の居室は、次に掲げる基準に適合していること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。

五 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者更生施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練

次に掲げる基準に適合する訓練

イ 6月間の自活訓練計画(個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。)を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、当該加算の対象となる者の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、当該加算の対象となる者に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 個人ごとの訓練記録を作成すること。

- ホ 当該加算の対象となる者の退所後の住居の確保に努めること。
 - ヘ 当該加算の対象となる者の家族、事業主及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、当該加算の対象となる者が退所後円滑に就労できるよう努めること。
 - ト 自活訓練の開始後2年以上を経過した指定知的障害者入所更生施設にあっては、過去2年間において自活訓練を受けた入所者のうち、1人以上が退所していること。
- 六 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者授産施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
- 第4号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「第4条第1項及び第5項」とあるのは、「第45条第1項及び第5項」と読み替えるものとする。
- 七 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の知的障害者授産施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練
- 第5号の規定を準用する。
- 八 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の1の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者
- 第2号に規定する者
- 九 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の1の注3の厚生労働大臣が定める施設基準
- イ 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置していること。
 - ロ 配置されている保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数が、常勤換算方法で、入所者の数を4.3で除して得た数以上であること。
 - ハ ロの生活支援員又は作業指導員のうち、1人以上が常勤の者であること。
 - ニ ロ及びハに定める生活支援員の員数に加えて、常勤の生活支援員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える場合にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
 - ホ 第3号ハからホまでに該当するものであること。
- 十 知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
- イ 配置されている保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数が、常勤換算方法で、入所者の数を4.3で除して得た数以上であること。
 - ロ イの生活支援員又は作業指導員のうち、1人以上が常勤の者であること。
 - ハ イ及びロに定める生活指導員の員数に加えて、当該自活訓練の職務に従事する生活支援員を常勤換算方法で1以上配置していること。
 - ニ 原則として、当該施設と同一の敷地内に、当該自活訓練を実施するための独立した建物を確保していること。

ホ 第4号ハに該当するものであること。②次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

イ 第5号の規定を準用する。③次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

ロ 第6号の規定を準用する。④次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

ハ 第7号の規定を準用する。⑤次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

ニ 第8号の規定を準用する。⑥次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

ヘ 第9号の規定を準用する。⑦次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

セ 第10号の規定を準用する。⑧次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

ゼ 第11号の規定を準用する。⑨次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

エ 第12号の規定を準用する。⑩次に掲げる施設に該当するもの（以下「施設」という。）は、知的障害者施設訓練等支援費額算定表の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援の4の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練施設であること。

4 強度行動障害特別処遇加算費の 取扱いについて

(平成10年7月31日 障障第36号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知)
注 平成11年3月31日障第216号改正現在

標記については、平成10年7月31日第451号大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」により行うこととされたところであるが、この実施に当たっては、次の事項に留意し、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いたい。

なお、平成5年4月1日児障第21号本職通知「強度行動障害特別処遇事業の取扱いについて」は廃止する。

1 実施施設の指定

強度行動障害特別処遇（以下「特別処遇」という。）を行う施設は、行動障害の軽減等の実績からみて、特別処遇の実施に十分な専門性と実績があると認められる施設であること。

また、指定施設においては、行動障害の軽減のための各種の指導・訓練を行うために必要な設備を設けるとともに、原則として昭和39年3月13日厚生省発児第39号厚生事務次官通達「重度知的障害児収容棟の設置について」及び、昭和43年7月3日厚生省発児第107号厚生事務次官通達「知的障害者更生施設における重度知的障害者の処遇について」に基づき設置された重度知的障害児・者の重度棟と同様に、1人用居室及び2人用居室の収納設備等を除いた床面積は、1人用居室にあつては6.6平方メートル以上、2人用居室にあつては9.9平方メートル以上とすること。

なお、特別処遇加算費の対象者は、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、重度知的障害者加算費の支弁の対象外とする。

2 特別処遇対象者の基準等

(1) 指定施設において特別処遇を行うに当たっては、当該知的障害児（者）が、特別処遇加算費の対象であることを、児童相談所又は知的障害者更生相談所が判定して行うこととなるが、判定に当たっては別紙1の「強度行動障害判定指針」を参考とし、おおむね20点以上の知的障害児（者）を特別処遇の対象とすること。

(2) 特別処遇を行うに当たっては、前記の点数を参考にしつつ、本人の健康や障害の状態、家庭の状況等を総合的に判断し、援助の緊急度の高いものから優先的に特別処遇を行うよう配慮すること。

3 特別処遇の開始及び終了

(1) 特別処遇の開始

特別処遇の開始に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作

成しておくこと。

また、特別処遇期間内の指導記録簿を整理し、特別処遇終了後のアフターケアに資するよう配慮すること。

(2) 特別処遇の終了

特別処遇期間の3年の限度以内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点をもって、一般棟又は重度棟への移行、他施設への措置変更、又は措置解除等を行うことによって特別処遇は終了する。

4 広域的総合調整について

特別処遇の実施に当たっては、指定施設、児童相談所、福祉事務所、知的障害者更生相談所等の関係機関で構成する検討の場を設ける等、都道府県、指定都市又は中核市内における一元的な広域的総合調整について配慮されたい。

5 指定施設の協議について

施設整備費の国庫補助を伴わない特別処遇実施施設の指定に当たっては、当分の間、別紙2「強度行動障害特別処遇加算費協議書」により予め当省に協議し、その承認を得るものとする

こと。

6 その他

(1) 指定施設は、他の指定施設との連携、情報の交換等に留意し、特別処遇加算費の効果的運営について随時検討すること。

(2) 都道府県は、指定施設より実施状況等について適宜報告を徴収するなどその実施状況等の把握に努めること。

別紙1 強度行動障害判定指針

強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどい自傷	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 強い他傷	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しいもの壊し	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5 睡眠の大きな乱れ	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食事関係の強い障害	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことのある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排泄関係の強い障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 著しい騒がしさ	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 パニックのもたらす結果が大変なため処遇困難な状態	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあっていられない状態を呈する。
11 粗暴で相手に恐怖感を与えるため処遇困難な状態	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

強度行動障害判定基準表

行動障害の内容	1 点	3 点	5 点
1 ひどい自傷	週に 1, 2 回	一日に 1, 2 回	一日 中
2 強い他傷	月に 1, 2 回	週に 1, 2 回	一日に何度も
3 激しいこだわり	週に 1, 2 回	一日に 1, 2 回	一日に何度も
4 激しいもの壊し	月に 1, 2 回	週に 1, 2 回	一日に何度も
5 睡眠の大きな乱れ	月に 1, 2 回	週に 1, 2 回	ほぼ毎日
6 食事関係の強い障害	週に 1, 2 回	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排泄関係の強い障害	月に 1, 2 回	週に 1, 2 回	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に 1, 2 回	週に 1, 2 回	ほぼ毎日
9 著しい騒がしさ	ほぼ毎日	一日 中	絶え間なく
10 パニックがひどく指導困難			あれば
11 粗暴で恐怖感を与え、指導困難			あれば

上記基準によってチェックした結果、家庭にあつて通常の育て方をし、かなりの養育努力があつても、過去半年以上様々な強度な行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇の対象とする。

別紙 2. 略

5 療育手帳制度について

(昭和48年9月27日 厚生省発見第156号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)
注 平成11年厚生省障第156号改正現在

知的障害児（者）の福祉の向上については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、知的障害児（者）のより一層の福祉の充実を図るため、知的障害児（者）に対し手帳を交付することとし、このため別紙のとおり「療育手帳制度要綱」を定め、今年度から適用することとしたので、この制度の適正かつ円滑な実施を図られるよう通知する。

(別 紙)

療育手帳制度要綱

第一 目的

この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

第二 交付対象者

手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。

第三 実施主体

この制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

第四 手帳の名称及び記載事項

- 1 手帳の名称は「療育手帳」とする。
- 2 手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (2) 障害の程度（重度とその他の別）
 - (3) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障害者との続柄
 - (4) 指導、相談等の記録
- 3 手帳の様式は、別添様式のとおりとする。
- 4 都道府県知事は、知的障害者の福祉の便に供するため、2に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができることとする。

第五 手帳の交付手続

1 申請

手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第七において同じ。）を経由して都道府県知事に対して行うものとする。

2 交付の決定及び交付

都道府県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

第六 交付後の障害の程度の確認

都道府県知事は、手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定を行うものとする。

第七 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、管轄の福祉事務所の長を経由して都道府県知事に届け出て、手帳の記載事項の訂正を受けるものとする。

第八 国の補助

国は、別に定める基準により、手帳の交付に要する費用の2分の1を補助するものとする。

別添様式 略

6 療育手帳制度の実施について

(昭和48年9月27日 児発第725号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知)
注 平成11年3月31日障第216号改正現在

標記については、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により「療育手帳制度要綱」（以下「要綱」という。）が示され、本年度から適用することとされたところであるが、その実施にあたっては、下記の事項にも十分配慮され、この制度の実効ある運用を期されたい。

第一 療育手帳の活用

- 1 療育手帳のねらいの一つは、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という。）に対して、一貫した指導・相談等が行われるようにすることにあるので、指導・相談等を行う機関に対し、療育手帳の趣旨を十分徹底するとともに、指導・相談等を行った場合は、療育に参考となる事項を手帳に記録するよう指導されたい。

あわせて、保護者等に対しても、指導・相談等を受ける場合は、必ず療育手帳を提示するよう指導されたい。

- 2 知的障害者に対する援助措置として次に例示するようなものがあるが、これらの援助措置を受け易くすることも療育手帳のもう一つのねらいである。これらの援助措置を受ける場合には必ず療育手帳を提示するよう保護者等を指導するとともに、関係機関と十分協議のうえ療育手帳の提示があった時は、療育手帳により資格の確認等を行いすみやかにこれらの援助措置がとられるよう措置されたい。

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 心身障害者扶養共済
- (3) 国税、地方税の諸控除及減免税
- (4) 公営住宅の優先入居
- (5) NHK受信料の免除
- (6) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳（重度障害の記載があるものに限る。）の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえないものとし、その他の援助措置に関する具体的取扱いについては追って通知することとする。

このほか、都道府県又は指定都市（以下「都道府県」という。）において実施する知的障害者に対する福祉施策の実施にあたっては、療育手帳の活用を図るよう十分配慮されたい。

第二 名称及び記載事項

1 名称

手帳の名称は「療育手帳」とするが、別名を併記することはさしつかえない。

2 記載事項

記載事項については、要綱及び要綱別添の様式に示された事項に附加して福祉事務所、相談所等の所在地、福祉措置の内容概略等都道府県において必要な事項を記載されたい。

第三 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

(1) 重度

18歳未満の者

昭和39年3月13日児発第197号児童局長通知（「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」）の1対象児童の(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 前記通知の解釈にあたっては、知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。

(2) その他

(1)に該当するもの以外の程度のもの

2 障害の程度の区分については、1に定める区分のほか中度等の他の区分を定めることもさしつかえないものとする。

3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間ののち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。

第四 療育手帳の交付手続

1 療育手帳は施設に入所している場合、在宅の場合の別を問わず全ての知的障害者を対象として交付するものであり、他の都道府県内の施設に入所している者については、当該措置をとった都道府県知事（指定都市にあつては市長とする。以下同じ。）が交付するよう取り扱われたい。この場合において、市（指定都市を除く。）町村長が当該措置をとったものであるときは、当該市町村を管轄する都道府県知事とする。

- 2 療育手帳の交付の申請は、要綱第五の1に示すように福祉事務所の長を経由して行うものであるが、福祉事務所を設置していない町村に居住地を有する知的障害者については、当該町村長を経由した後、管轄の福祉事務所の長を経由して申請するものとする。
- 3 療育手帳の交付の申請は、写真を添付して別添様式の申請書により行うものとする。
- 4 福祉事務所の長は、申請書を受け付けたときは、これを管轄の児童相談所又は知的障害者更生相談所の長を経由して、都道府県知事に進達するものとする。
- 5 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を申請書に記入のうえ、都道府県知事に進達するものとする。
- 6 判定にあたっては、当該交付対象者について児童相談所又は知的障害者更生相談所において、既に判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づき申請書に必要事項を記入してさしつかえないものとする。この場合、次の判定年月については既判定のときのものととは別の時期を設定してさしつかえないものとする。
- 7 児童相談所又は知的障害者更生相談所以外の機関において、特別児童扶養手当又は障害福祉年金の受給資格の認定を受けている者について、既に判定が行われているときも、上記6の取り扱いと同様とする。
- 8 都道府県知事は、手帳の交付の可否を決定し、その結果を経由機関に通知するとともに交付を決定したものについては必要事項を記入し予備欄に航空割引の印を押印した療育手帳を管轄の福祉事務所の長（当該療育手帳の交付の申請が町村長を経由して行われたものであるときは、管轄の福祉事務所の長及び当該町村長とする。以下第五の1の(3)において同じ。）を経由して申請者に交付するものとする。

第五 療育手帳交付後の手続

1 障害の程度の確認

- (1) 障害の程度の確認は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行うので、手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者にその旨、指導をされたい。
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、障害の程度の確認のための判定を行ったときは、療育手帳の判定の記録欄に必要事項を記入し、これを療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に返付するとともに判定結果を都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事は、判定結果を確認し、確認内容を管轄の福祉事務所の長を経由して、療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に通知するものとする。

2 記載事項の変更の届出等

- (1) 療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事項に変更があったときは、療育手帳を添えて交付申請の例によりその旨都道府県知事に届け出るものとする。
 - ア 療育手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
 - イ 保護者又は保護者の氏名若しくは住所